

令和3年10月8日（金）  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社森崎（所在地 富山県富山市）に  
対して、指名停止措置を行いました。  
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ      神奈川建設記者会  
竹芝記者クラブ

問い合わせ先

○総務部契約課長

ナカムラ ヒロシ

中村 宏      （内線2511）

○総務部契約課課長補佐

ナカヤマ ヒロコ

中山 洋子      （内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社森崎	富山県富山市向新庄町3-7-22

### 2. 指名停止措置期間

令和3年10月8日から令和3年12月7日まで（2ヶ月）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者の取締役は、富山県舟橋村が発注した「村道海老江中央線道路改良工事」及び「舟橋村小学校プール前広場整備工事」の入札に関し、同村職員が漏洩した入札情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和3年8月18日、公契約関係競売入札妨害の疑いで富山県警に逮捕された。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者の取締役が、公契約関係競売入札妨害の疑いで富山県警に逮捕された「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第8号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第8号>

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 イ当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内